



問い合わせ先

(EY India 駐在)

山口 哲男・松田 博司

本山 禎晃・ヴィジェイ・ラマスワミ

(EY Japan 駐在)

城市 武志

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

hiroshi.matsuda@in.ey.com

sadaaki.Motoyama@in.ey.com

Vijay1.Ramaswamy@in.ey.com

takeshi.joichi@jp.ey.com

JBS フラッシュニュース

2017 年 1 月号 GST 速報

GST 審議会の会合をポジティブな方向で終結



Building a better
working world

GST審議会の会合をポジティブな方向で終結

2017年1月16日、第9回GST審議会が開かれ、主に「二重管轄体制 (Dual Control)」と「租税管轄権 (Territorial Jurisdiction)」の2点に関してコンセンサスを得た模様です。会合の主な成果は以下の通りです。

- ▶ 「二重管轄体制」においては
 - ▶ 年間売上高15百万ルピー未満の納税者については、10:90の割合で中央政府と州政府が税務調査を行う
 - ▶ 年間売上高15百万ルピー以上の納税者については、コンピュータープログラムにより、50:50の割合で中央政府と州政府が税務調査を行う
 - ▶ 供給地 (Place of Supply) に関する州間の租税に係る紛争については、中央政府が税務調査を行う
- ▶ IGST の課税・徴収権限は中央政府が有するが、特別な定めにより、今後定められるメカニズムを通じて州政府にも権限が与えられる
- ▶ 12海里の領海内のエリアは中央政府の管轄となるが、州政府は当該エリア内で行われた経済活動から税金を徴収することができる

2017年2月18日に予定されている次回のGST審議会において、GST法案が審議され、承認される見通しです。財務大臣によれば、2017年7月1日がGST運用開始の「現実的なタイムライン」となります。

2017年1月3日および4日にGST審議会において、IGST法案について審議されましたが、二重管轄体制と租税管轄権に関する2つの論点については結論に至っていませんでした。

2017年1月16日の会議でのポジティブな展開はGSTの運用開始にまつわる懸念を払拭するものです。3ヶ月以内でのGST導入スケジュールを見直すことは、産業界がITにまつわる要件を理解し、移行への準備態勢を整えるうえで、有用であると考えられます。

詳細はリンク先をご覧ください。 [Please click here](#)

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。